

## 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定

株式会社                      と株式会社                      労働組合は、標記に関して次のとおり協定する。

- 1．当社の従業員が保有する平成    年度の年次有給休暇（以下「年休」という。）のうち、5日を超える部分については    日を限度として計画的に付与するものとする。
- 2．年休の計画的付与の期間は、    月    日から    月    日までとする。
- 3．従業員は    月    日までに、所属長に対し、期間中において年休の取得を希望する日を申し出るものとする。
- 4．各所属長は、所属従業員の年休取得希望日が特定の日に集中し、業務の正常な運営に支障を与えるおそれがあると認められた場合には、従業員に対して希望日の変更を求めることができる。各所属長は、希望日の変更を求める場合は    月    日までに従業員にその旨通知するものとする。
- 5．本年度の年休の日数から5日を控除した日数が    日に満たない従業員に対しては、その不足する日数の限度で、第2項の期間中に特別有給休暇を与える。
- 6．各所属長は、所属従業員の年次有給休暇表を作成し、従業員に提示するものとする。

平成    年    月    日

株式会社

取締役社長

株式会社

労働組合

執行委員長